(5) Delivery place : National Institute of Advanced Industrial Science and Technology
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① not come under Article 7 and 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for AIST.
② have Grade A, B or C in terms of the qualification for participating in tenders by National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (in the fiscal year of 2025, 2026 and 2027)
(7) Time-limit for Tender : 17 : 00, April 28, 2026
(8) Contact point for the notice : KOUNO Shunya, Tsukuba Central 1, Procurement Office 1, National Institute of Advanced Industrial Science and Technology, 1—1—1 Higashi, Tsukuba, Ibaraki, 305—8561 Japan. TEL 050—3522—4752

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月９日
独立行政法人国際観光振興機構
理事長　蒲生　篤実
◎調達機関番号　581　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1) 品目分類番号　71、27
(2) 購入等特定役務及び数量　ＪＮＴＯ次期財務・会計システム開発事業　一式
(3) 調達件名の物資等　入札説明書による。
(4) 納入場所　入札説明書による。
(5) 納入期間　入札説明書による。
(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあっては、競争入札執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認定された者。
(2) 入札説明書の交付を受けた者。
(3) 独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則第26条に規定されている競争参加者の制限に該当しない者。
(4) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
3　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒160—0004 東京都新宿区四谷１－６－４
独立行政法人国際観光振興機構　総務部財務グループ　電話03—5369—3341
E-Mail　keiyaku@jnto.go.jp
(2) 入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３(1)の交付場所及びメールにて交付する。
(3) 入札書の受領期限　令和８年４月28日17時00分（郵送等の場合）または下記(4)の日時
(4) 開札の日時及び場所　令和８年４月30日14時00分　独立行政法人国際観光振興機構会議室
4　その他
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除
(3) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
(4) 契約書作成の要否　要
(5) 落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると理事長が判断した入札者であって、独立行政法人国際観光振興機構会計規程第36条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、入札説明書において必須とされた要求事項をすべて満たし、当機構が定める総合評価の方法により技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者をもって落札者とする。
(6) 手続における交渉の有無　無
(7) その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : ATSUMI Gamo, President, Japan National Tourism Organization (JNTO).
(2) Classification of the services to be procured : 71, 27
(3) Nature and quantity of the services to be required : Development Project for JNTO's Next-Generation Financial and Accounting System, 1 set
(4) Delivery period : As shown in the tender documentation.
(5) Delivery place : As shown in the tender documentation.
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① have unified qualification to participate all government ministries and agencies in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
② not subject to competition participation restrictions prescribed in Article 26 of the Bylaws of the Administrative Implementation of Contracts of JNTO.
③ receive the tender documentation.
④ must not be under the period of suspension of nomination by the Director of the Accounting Division, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
(7) Time limit for the tender : 17 : 00, April 28, 2026
(8) Contact point for the notice : Eri Hirose, Deputy Manager, Financial Affairs Section, General Administration Department, Japan National Tourism Organization (JNTO), 1—6—4, Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo, 160—0004 Japan TEL 03—5369—3341

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月９日
東京地下鉄株式会社　財務部長　坂田　香奈
◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
○第 507 号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　4
(2) 調達物品及び数量　常備医薬品類一式（単価契約）の調達（品目及び購入予定数量は仕様書による。）
(3) 調達物品の特質等　入札説明書による。
(4) 納入期間　令和８年７月１日から令和９年６月30日まで。詳細は、入札説明書による。
(5) 納入場所　東京地下鉄㈱の指定場所
(6) 入札方法　(2)の物品について入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち消費税額等に相当する額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。
2　競争参加資格
(1) 契約を締結する能力を有しない者でないこと。
(2) 破産者で復権を得ない者でないこと。
(3) 入札説明書３(1)ウ(ｱ)～(ｻ)に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者でないこと。
(4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(5) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
(6) 暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。